

日本籍船舶における機関の定期的検査に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編
高速船規則
鋼船規則検査要領 B 編
高速船規則検査要領

改正事項

日本籍船舶における機関の定期的検査に関する事項

改正理由

鋼船規則 B 編においては、日本籍船舶の機関計画検査の要件を、国土交通省の船舶検査の方法に基づき規定している。同規則においては、機関継続検査並びに機関計画保全検査を採用しない場合には、中間検査及び定期検査の際に、必ず重要な機関、補機等の開放検査を実施することを要求している。

近年、国土交通省にて船舶検査の方法が見直され、当該開放検査の要件に対し、製造後 11 年未満の内燃機関について、中間検査においては、開放検査を効力試験（海上試運転）とすることができる旨規定されるとともに、定期検査においても、開放検査の一部又は全部を省略することができる旨規定された。

このため、船舶検査の方法の要件と整合を図るべく、関連規定を改めた。

改正内容

日本籍船舶における、製造後 11 年未満の機関継続検査並びに機関計画保全検査を採用しない内燃機関に対する中間検査及び定期検査時の開放検査の要件を改めた。

改正条項

鋼船規則 B 編 9.1.4
高速船規則 2 編 3.10.4
鋼船規則検査要領 B 編 B9.1.4
高速船規則検査要領 2 編 3.10.4